

別表十七の二（三） 付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が第68条の89の3《連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例》又は平成31年改正前の措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）措置法第68条の89の3《連結超過利子額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。
- 2 「連結超過利子個別帰属額の計算」及び「連結超過利子当期発生額に係る個別帰属額の計算」の各欄は、各連結法人が措置法第68条の89の3第6項又は平成31年旧措置法第68条の89の3第7項に規定する連結超過利子個別帰属額の計算をする場合に記載します。
- 3 「当期損金算入額の個別帰属額6」は、措置法第68条の89の3の規定の適用を受ける場合には「 $\frac{(3)}{(2)}$ 又は」を消し、平成31年旧措置法第68条の89の3の規定の適用を受ける場合には「又は $\frac{(5)}{(4)}$ 」を消します。
- 4 「連結超過利子個別帰属額7」は、当該連結事業年度の前連結事業年度が令和2年3月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、同欄中「前期の(11)」とあるのは、「前期の(9)」として記載します。
- 5 「調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額の計算」の各欄は、連結親法人が措置法第68条の89の3第2項又は平成31年旧措置法第68条の89の3第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 6 「対象連結事業年度16」は、当該連結法人の措置法令第39条の113の3第2項《連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例》に規定する対象連結事業年度を記載します。